

第Ⅱ部

意匠の認定・意匠ごとの出願

第Ⅱ部	1
第1章 意匠登録出願に係る意匠の認定	1
1. 概要.....	1
第2章 意匠ごとの出願	1
1. 概要.....	1
2. 意匠ごとに出願されたものであるか否かの判断	1
2.1 二以上の物品等を表したものであるか否かの判断	2
2.2 一つの物品等の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれている場合.....	6
2.2.1 形状等の一体性がある場合	6
2.2.2 機能的な一体性がある場合	7
2.2.3 ある用途及び機能を果たすための部分や、形状等のまとまりを有する部分を「その他の部分」としたものである場合	8
2.2.4 開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物理的に分離した状態で表れたものである場合.....	9
3. 意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断.....	10
3.1 意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断に係る基本的な考え方	10
3.2 意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なもの例.....	10
3.3 意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なもの例	12
4. 意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断に係る審査の進め方 .	13
4.1 意匠法第3条本文の規定との関係	13
関連規定	1